

# 創価大学履修規程

平成19年4月1日規程第319号

所管：教務課

## ○創価大学履修規程

### (目的)

第1条 この規程は、創価大学学則第11条、第11条の2、第16条および第17条の規定に基づき、履修方法等に関して必要な事項を定める。

### (履修登録の手続)

第2条 授業科目の単位を修得するためには、各学期の履修登録期間内に、履修を希望する科目を登録しなければならない。

2 履修登録の結果は、学生本人が確認しなければならない。

### (履修登録の修正)

第3条 前条の規定により履修登録した授業科目（以下、履修科目という。）の変更を希望する場合は、各学期の履修登録修正期間内に、変更を希望する科目の登録しなければならない。

2 前項に定める履修登録の修正結果については、学生本人が確認しなければならない。

### (履修科目の取消し)

第4条 履修科目は、定められた期間内に、所定の手続により、履修登録を取消することができる。

2 履修取消しのできる期間は、前期・後期ともに中間試験期間の最終日までとする。

3 履修取消期間を過ぎた場合は、履修科目の取消しはできない。ただし、学生が所属する学部の学部長が正当な理由があると認めた場合は、履修科目の取消しを認める。

4 履修科目の取消しは、学生本人が行わなければならない。

### (履修登録単位数の上限)

第5条 学則第11条の2第3項による各学期に履修登録ができる単位数の上限は、別表第1のとおりとする。

2 特設課程の科目は、履修制限の対象としない。特設課程以外で履修制限の対象としない科目は、別表第1のとおりとする。

### (授業科目の再履修)

第6条 授業科目の再履修は、単位を修得した場合を含めてすべての科目について認める。ただし、定員制の科目など学部教授会または学士課程教育機構運営委員会が必要と認めた科目については、合格科目の再履修を制限することがある。

2 再履修する授業科目の成績評価は、再履修して修得する成績評価が最終の評価となる。単位を修得した授業科目を再履修して、単位が未修得になった場合は、過去に修得した単位は認めない。

第7条 学業成績を総合的に判断する指標として、GPA（Grade Point Average）を用いる。

2 GPAは、学生の各履修科目の成績評点に、その科目の単位数を掛けた数値の合計を、履修科目の総単位数で除して算出し、小数点以下第3位以下は切り捨てる。

3 学則第16条に基づき、成績評価に対する成績評点及び評価換算基準は、次の表のとおり

りとする。

成績評価	成績点	評価換算基準	内容	
S	5	100点～90点	合格	特に優れている
A	4	89点～80点		優れている
B	3	79点～70点		良好
C	2	69点～60点		科目の要求を一応満たしている
D	1	59点～50点		望ましい水準には不十分だが不合格ではない
E	0	49点以下	不合格	
N	0	評価不能		
備考				
Nは、授業時数の3分の1を超えて欠席した場合または定期試験を受けなかった場合の評価とする。				

- 4 学則第16条に定めるP及びFの成績評価は、科目毎に設けられる合格基準に達した場合をPとし、達しなかった場合はFとする。
- 5 前2項の成績評価のほかに、本学以外で修得した単位を、本学において修得したものとみなし、単位を認定する場合の評価は、Rとする。
- 6 P、F及びR評価については、GPAの算出対象としない。
- 7 再履修する授業科目のGPAの計算は、再履修して修得した成績（成績評価と単位数）で計算する。再履修前の成績（成績評価と単位数）は、GPAの計算に含めない。
- 8 成績評価については、S評価の上限を全履修者の5%程度とし、S評価とA評価の合計の上限は、全履修者の30%程度とする。ただし、演習、実験科目、履修者が20名以下の授業科目および教授会または学士課程教育機構運営委員会が認めた授業科目はこの限りでない。

（成績通知）

第8条 成績通知書には、S、A、B、C、D、E、N、P、FまたはRの評価を記載する。

- 2 本学以外で使用するために発行される成績証明書には、S、A、B、C、D、PまたはRの評価を記載する。

（成績優秀者）

第9条 学則第11条の2第4項に定める学生（成績優秀者）については、学部・学科の定めるところにより修得単位数とGPAにより決定し、その基準は、別表第1のとおりとする。なお、休学後に復学した場合については、休学する直前の学期の成績を基準とする。

- 2 成績優秀者の履修制限緩和については、別表第1のとおりとする。

（学業指導及び退学勧告）

第10条 毎学期、成績評価が決定した時点で当該学期のGPAが2未満の場合は、指導教員による面談を行い、指導教員は学部長に指導報告書を提出する。

- 2 GPAが2期連続して2未満の場合は、保護者に通知する。前項に定める指導教員による面談等を行うほか、保護者の希望があれば指導教員は面談を行う。

3 GPAが3期連続して2未満の場合または累計で4期以上2未満の場合は、学部長が面接を行い、教授会の議を経て退学勧告を行う。ただし、学部長が面接し、学業継続の可能性があると認められる場合は、教授会の議を経て退学勧告を保留することができる。

4 前3項の場合において、学部長は、学生の特別の事情を考慮し、相当と認めるときは、学業指導及び退学勧告の対象から外すことができる。

(卒業に必要な単位数)

第11条 学則第11条に定める以外の卒業に必要な単位数は、以下に定める他、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(1) 経済学部経済学科の学生は、選択したコースから18単位以上の単位を修得しなければならない。

(2) 法学部法律学科の学生は、選択したコースから30単位以上の単位を修得しなければならない。

(3) 教育学部の専門選択には、他学科の専門科目が20単位まで算入される。

(4) 教育学部児童教育学科の学生は、専門選択科目56単位の内、教科A群から教科G群までの7つの教科群から各2単位の計14単位、さらに教科A群・B群または教科C群・D群から6単位、さらに教科E群・F群・G群から4単位の合計24単位を修得しなければならない。

(5) 文学部人間学科の学生は、指定されたグローバル科目から6単位以上修得しなければならない。

(6) 国際教養学部国際教養学科の学生は、歴史・文化科目群、政治・国際関係科目群、経済・経営科目群の3つの科目群のうち、選択した1つの科目群から12単位以上、他の2つの科目群から各8単位以上修得しなければならない。

(7) 理工学部共生創造理工学科の学生は、学則別表に定める専門導入科目から必修8単位、専門基礎科目から必修18単位、選択科目6単位以上の計24単位以上、専門演習科目から必修8単位、専門応用科目のうち、理学系科目から16単位以上、理工学系科目から8単位以上を含む36単位以上を修得しなければならない。また、学則別表に定める応用物理学領域、物質理工学領域、生命理工学領域、環境理工学領域の4つの領域のうち、1つの領域を選択し、選択した領域が指定する5科目10単位を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第12条 卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に行う。

(1) 本学に4年以上在学していること。

(2) 本学において定められた教育課程を修了し、学則第11条および前条に規定する単位を修得していること。

(3) 在学期間における通算GPAが2以上であること。

2 前項にかかわらず、本学に3年以上在学した者で、学則第11条及び前条に規定する単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には、卒業を認めることがある。

3 第1項第3号の要件のみを満たしていない者で、特別の事情があると認められる場合には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定することがある。

4 第1項により卒業を認定された者は、卒業を保留することはできない。

(早期卒業)

第13条 前条第2項で規定する早期卒業は、在学3年間(6学期)または在学3年半(7学期)で卒業することを表す。

2 早期卒業は、学部・学科が定めるところにより、修得単位数とGPAにより決定し、その基準については、別表第1のとおりとする。

3 早期卒業対象者(早期卒業の基準を満たし、早期卒業の対象者に選ばれた者をいう。以下同じ。)で早期卒業を希望するものは、定められた学期の履修登録時に卒業を希望する学期を登録しなければならない。

4 早期卒業対象者で、早期卒業を希望しない場合は、卒業とはならない。

(履修の要件・方法)

第14条 学則第11条の2による履修方法の詳細は、以下のとおりとする。

(1) 経営学部教経営学科の履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得等が必要な科目
ミクロ経済学中級 マクロ経済学中級	経済学入門

(2) 教育学部教育学科の「卒業研究Ⅰ」の履修要件は、3年次後期終了時に通算GPAが3以上であること。それ以外に履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得等が必要な科目
教育学概論Ⅱ 海外教育研修	教育学概論Ⅰ
心理学概論Ⅱ	心理学概論Ⅰ
卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ
教育学研究法	統計学入門Ⅰ(共通科目)
基礎演習Ⅱ	基礎演習Ⅰ
教育心理学Ⅰ	心理学概論Ⅰ、心理学概論Ⅱ ただし、他学部生は共通科目の心理学概論
教育心理学Ⅱ 発達心理学Ⅰ	教育心理学Ⅰ
発達心理学Ⅱ	発達心理学Ⅰ
教育とボランティアⅡA 教育とボランティアⅡB ミュージアム・エデュケーションⅠ	教育とボランティアⅠ
ミュージアム・エデュケーションⅡ	ミュージアム・エデュケーションⅠ
教育カウンセリング	発達心理学Ⅰ
教育哲学	教育学概論Ⅱ
臨床心理学Ⅰ	発達心理学Ⅰ
臨床心理学Ⅱ	臨床心理学Ⅰ
学校インターンシップⅠ	学校研究
学校インターンシップⅡ	学校インターンシップⅠ

学校インターンシップⅢ	学校インターンシップⅡ
学校インターンシップⅣ	学校インターンシップⅡ
学校インターンシップⅠ～Ⅳ	教職課程に登録していること
教育学研究法	統計学入門Ⅰ（共通科目）
学習理論	教育方法学
A c a d e m i c S k i l l s Ⅱ	A c a d e m i c S k i l l s Ⅰ

(3) 教育学部児童教育学科の「卒業研究Ⅰ」の履修要件は、3年次後期終了時に通算GPAが3以上であること。それ以外に履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得等が必要な科目
初等教育原理Ⅱ 海外教育研修	初等教育原理Ⅰ
心理学概論Ⅱ	心理学概論Ⅰ
卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ
教育心理学 発達心理学	心理学概論Ⅰ、心理学概論Ⅱ ただし、他学部生は共通科目の心理学概論
基礎演習Ⅱ	基礎演習Ⅰ
教育とボランティアⅡ	教育とボランティアⅠ
保育内容総論Ⅱ	保育内容総論Ⅰ
教育カウンセリング	発達心理学
ミュージアム・エデュケーションⅠ	表現と鑑賞または教育ボランティアⅠ
ミュージアム・エデュケーションⅡ	ミュージアム・エデュケーションⅠ
学校インターンシップⅠ	学校研究
学校インターンシップⅡ	学校インターンシップⅠ
学校インターンシップⅢ	学校インターンシップⅡ
学校インターンシップⅣ	学校インターンシップⅡ
学校インターンシップⅠ～Ⅳ	教職課程に登録していること
A c a d e m i c S k i l l s Ⅱ	A c a d e m i c S k i l l s Ⅰ
LD等教育総論 知的障害教育Ⅰ 障害者の心理・生理・病理B 視覚・聴覚障害教育総論 知的障害者の心理・生理・病理 知的障害教育Ⅱ 肢体不自由教育総論 病弱教育総論 肢体不自由者の心理・生理・病理 障害者の心理・生理・病理A LD等の心理・生理・病理 障害者の心理特論	特別支援免許課程に登録していること

特別支援教育特論 教育実習（特別支援）	
------------------------	--

- (4) 理工学部情報システム工学科および理工学部共生創造理工学科の「卒業研究 I」の履修要件は、卒業に必要な単位のうち合計100単位以上を修得していること。それ以外に履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得が必要な科目
演習 II	演習 I
ケーススタディーズ II	ケーススタディーズ I
卒業研究 II	卒業研究 I

- (5) 看護学部看護学科の履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得または同時履修が必要な科目
基礎看護学実習 II	看護学概論 看護理論 生活援助技術 I 生活援助技術 II 生活援助技術 III 生活援助技術 IV フィジカルアセスメント 基礎看護学実習 I 臨床看護技術 I 看護過程演習 構造機能学 I 構造機能学 II 病態生理学
成人看護学急性期実習	基礎看護学実習 II 成人看護学概論 成人看護急性期援助論 I 成人看護急性期援助論 II 臨床看護技術 II 診断治療学 I 診断治療学 II
成人看護学慢性期実習	基礎看護学実習 II 成人看護学概論 成人看護慢性期援助論 I 成人看護慢性期援助論 II 臨床看護技術 II 診断治療学 I 診断治療学 II
老年看護学実習	基礎看護学実習 II 老年看護学概論 老年看護援助論 I

	老年看護援助論Ⅱ 臨床看護技術Ⅱ 診断治療学Ⅰ 診断治療学Ⅱ
小児看護学実習	基礎看護学実習Ⅱ 小児看護学概論 小児看護援助論Ⅰ 小児看護援助論Ⅱ 臨床看護技術Ⅱ 診断治療学Ⅰ 診断治療学Ⅱ
精神看護学実習	基礎看護学実習Ⅱ 精神看護学概論 精神看護援助論 臨床看護技術Ⅱ 診断治療学Ⅰ 診断治療学Ⅱ
母性看護学実習	基礎看護学実習Ⅱ 母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰ 母性看護援助論Ⅱ 臨床看護技術Ⅱ 診断治療学Ⅰ 診断治療学Ⅱ
地域在宅看護学実習	基礎看護学実習Ⅱ 地域在宅看護学概論 地域在宅看護援助論Ⅰ 地域在宅看護援助論Ⅱ 疫学・保健統計 臨床看護技術Ⅱ 診断治療学Ⅰ 診断治療学Ⅱ
看護実践統合実習	成人看護学急性期実習 成人看護学慢性期実習 老年看護学実習 小児看護学実習 精神看護学実習 母性看護学実習 地域在宅看護学実習

(副専攻制度)

第15条 副専攻については、2年次前期、後期の履修登録時に通算GPA3以上の学生が

申請できる。ただし、看護学部生、国際教養学部生を除く。

2 副専攻は、申請した学生が別表第4に定める各学部が指定した科目群から24単位以上修得し、かつ卒業時の通算GPA3以上の時認定する。副専攻が認定された場合は、本学の成績証明書および卒業証明書に副専攻名を記載する。

(文学部人間学科メジャー)

第16条 文学部人間学科におけるメジャーの修了は、メジャー指定科目の内以下の単位の修得を要件とする。

- (1) イントロダクトリー科目 2単位
- (2) ベーシック科目 8単位
- (3) アドヴァンスト科目 6単位
- (4) 演習I～IV 8単位
- (5) 卒業論文研究I・II 6単位

2 開設メジャーは、以下のとおりとする。

- (1) 異文化コミュニケーション (英語)
- (2) 異文化コミュニケーション (日本語)
- (3) 異文化コミュニケーション (中国語)
- (4) 異文化コミュニケーション (ロシア語)
- (5) 哲学
- (6) 表現文化
- (7) 言語文化
- (8) 歴史学
- (9) ユーラシア地域研究
- (10) 平和・紛争解決学
- (11) 社会学
- (12) 社会福祉専修

別表第1 (第5条、第9条、第13条関係)

学部	学科	履修上限単位数	履修制限除外科目	成績優秀者になるための基準		成績優秀者の履修制限緩和		早期卒業するための基準等			
		※学期毎の上限単位数		学期毎の修得下限単位数	直前セメスターのGPA数値	追加単位数	上級年次履修	早期卒業制度の有無(○)無(×)	卒業判定通算GPA数値基準	4セメスター終了時点の条件	
									通算GPA数値基準	最低修得単位数	
経済	経済	20単位	教職等特設課程科目	16単位	4.2	4単位	可	○	4.2	4.2	84

法	法律	20単位	教職等特設 課程科目	16単位	4.2	4単位	可	○	4.5	4.5	86
文	人間	24単位	教職等特設 課程科目	16単位	4.0	4単位	可	×	—	—	—
経営	経営	20単位	教職等特設 課程科目	16単位	4.4	4単位	可	○	4.4	4.4	84
教育	教育	24単位	教職等特設 課程科目他	16単位	4.0	4単位	可	×	—	—	—
	児童 教育	24単位	学科専門科 目	16単位	4.0	4単位	可	×	—	—	—
理工	情報 シス テム 工	24単位	教職等特設 課程科目	16単位	4.2	4単位	可	×	—	—	—
	共生 創造 理工	24単位	教職等特設 課程科目、 特別実習、 国際技術協 力論、海洋 学演習	16単位	3.8	4単位	可	×	—	—	—
看護	看護	25単位	—	—	—	—	—	×	—	—	—
国際 教養	国際 教養	20単位	—	16単位	4.0	4単位	可	×	—	—	—

別表第2（第11条関係）

学部	学科	共通科目・学部学科英語科目							小計	選択	計
		選択必修					共通科目の指定科目群	共通科目の全科目群			
		共通科目の① 大学科目	共通科目の③ 言語科目（英語）	学部学科英語科目	共通科目の③ 言語科目（第2外国語）	共通科目の③ 言語科目（第2外国語）					
経済	経済	4	6	4※	⑤人文・芸術・ 思想科目※	2	22	—	22		
					⑦自然・数理・	4					
					⑥学術文章作法※	2					

						情報科目※					
法	法律	4	6	4 ※		⑤人文・芸術・思想科目※	2	22	-	22	
						学術文章作法※	2				
						⑦自然・数理・情報科目※	4				
経営	経営	4	6	4 ※		②キャリア教育科目※	4	26	-	26	
						⑤人文・芸術・思想科目※	2				
						学術文章作法※	2				
						⑦自然・数理・情報科目※	4				
教育	教育	4	6	-	4 ※	⑤人文・芸術・思想科目※	2	22	-	22	
						学術文章作法※	2				
						⑦自然・数理・情報科目※	4				
	児童教育	4	6	-	4 ※		⑤人文・芸術・思想科目※	2	22	-	22
							学術文章作法※	2			
							⑦自然・数理・情報科目※	4			
理工	情報システム工	4	6 ※	4 ※		⑤人文・芸術・思想科目※	2	22	6	28	
						学術文章作法※	2				
						⑥社会・文化・生活科目※	4				
	共生創造理工	4	6 ※	4 ※		⑤人文・芸術・思想科目※	2	22	6	28	
						学術文章作法※	2				
						⑥社会・文化・生活科目※	4				
文	人間	4	6	-	4 ※	②キャリア教育科目※	2	26	-	26	
						⑥社会・文化・生活科目※	4				
						⑦自然・数理・情報科目※	4				

						学術文章作法※	2			
看護	看護	2	6	-	-	⑤人文・芸術・思想科目※	4	18	-	18
						⑥社会・文化・生活科目※	4			
						コンピュータ・リテラシー※	2			
国際 教養	国際 教養	4	18		4※	-		26	-	26

【共通科目・学部学科英語科目】

※第2外国語は、1ヶ国語で修得しなければならない。

※第3外国語については、学生からの申請により第2外国語に振り替えることができるものとする。

※外国人学生入試で入学した外国人留学生の言語科目（日本語）の取扱は別に定める。

※経済学部、法学部、教育学部教育学科、教育学部児童教育学科は、⑤人文・芸術・思想科目から「学術文章作法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の内1科目2単位を含む4単位、⑦自然・数理・情報科目群から4単位を修得しなければならない。

※経営学部は、②キャリア教育科目から4単位、⑤人文・芸術・思想科目から「学術文章作法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の内1科目2単位を含む4単位、⑦自然・数理・情報科目群から4単位を修得しなければならない。

※文学部は②キャリア教育科目群から2単位、⑥社会・文化・生活科目群から4単位、⑦自然・数理・情報科目群から4単位、「学術文章作法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の内1科目2単位を修得しなければならない。

※理工学部情報システム工学科と共生創造理工学科は、学則別表に定める専門英語科目の基礎科目を学部学科英語科目とし、これを優先して履修し、卒業に必要な6単位を修得するものとする。

※理工学部情報システム工学科と共生創造理工学科は⑤人文・芸術・思想科目から「学術文章作法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の内1科目2単位を含む4単位、⑥社会・文化・生活科目から4単位を修得しなければならない。

※看護学科は、⑤人文・芸術・思想科目から「文章表現法」を含む4単位、⑥社会・文化・生活科目から4単位、「コンピュータリテラシー」2単位を修得しなければならない。

別表第3（第11条関係）【専門科目・自由選択科目】

学部	学科	専門科目				自由 選択	計	総計	分野からの修得単位
		必修	選択必修	選択	小計				
経済	経済	8	22	38	68	34	102	124	人文と自然の2分野から各8単位以上、計16単位以上を修得すること。
法	法律	10	-	60	70	32	102	124	
経営	経営	28	16	34	78	20	98	124	

教育	教育	16	16	54	86	16	102	124	
	児童教育	16	14	56	86	16	102	124	
理工	情報システム工	22	—	48	70	26	96	124	社会と人文の2分野から各8単位以上、計16単位以上を修得すること。
	共生創造理工	34	30	12	76	20	96	124	
看護	看護	97	—	—	97	10	107	125	社会と人文の2分野から各4単位以上、計8単位以上を修得すること。
国際教養	国際教養	50	—	28	78	20	98	124	人文と自然の2分野から各8単位以上、計16単位以上を修得すること。

学部	学科	必修	選択科目			専門科目計	自由選択	計	総計	分野からの修得単位
			イントロダクトリク科目	ベーシック科目	アドヴァンスト科目					
文	人間	20	10	22	12	64	34	98	124	社会と自然の2分野から各8単位以上、計16単位以上を修得すること。